

# 農林漁家民宿業 開業の手引き

平成 23 年 3 月

静 岡 県

## はじめに

グリーン・ツーリズムとは、「緑豊かな農山漁村において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」とされています。

近年、都市住民の間には、健康的でゆとりある生活、やすらぎ、自然に対する要求度の高まりにより、グリーン・ツーリズムへのニーズが高まっています。しかしながら、現状のグリーン・ツーリズムの多くが、「日帰り型」「短期滞在型」の交流活動に止まっている状況にあります。また、修学旅行や教育体験旅行として、児童や生徒が農家や農村を訪問し、農業体験や農村文化体験を行う事例が急速に増加しているものの、これら体験型グリーン・ツーリズムの多くは限られた時間の中でパターン化され、体験を切り売りの商品化したものが多く、こういった体験型グリーン・ツーリズムは価格競争に入ったとも言われています。

こうした状況において、農山漁村地域が持つ多面的機能や農山漁村に息づく伝統や文化、資源といった良さや価値を都市住民に理解してもらうには、都市住民に農山漁村地域に足を運んでもらうための取組が必要であり、かつ、ただ「体験」するだけでなく「思い」を共有し、「本物」を体感・実感できる場の提供が必要になります。

これらを実現するためには、「日帰り型」のグリーン・ツーリズムから「滞在型」グリーン・ツーリズムへの転換が必要であり、滞在の核となる施設として、農林漁家民宿は非常に重要な施設となります。

そこで本書は、都市農村交流や田舎暮らし体験等の拠点施設となる「静岡県農林漁家民宿」の普及を目的として、基準を創設するとともに、計画づくりから開業に至るまでの手続きや規制緩和内容をわかりやすくまとめました。

なお、一般に民宿を開業する場合は、旅館業法をはじめ各種関係法令の許可を得る必要があります。本書で規定している「静岡県農林漁家民宿」は、一般民宿と同様、旅館業法等の関係法令の許可等を得る必要がありますが、農林漁業者が開設する民宿を対象として、一部の関係法令について許可基準が緩和されており、それら規制緩和措置を活用した、「小規模で初期投資を極力控えた民宿」の開設を目的としております。

本書が、「静岡県農林漁家民宿」の新規開業を目指す農林漁業者の皆様をはじめ、関係機関の皆様に幅広くご活用いただき、農林漁家民宿の開業促進、都市と農山漁村地域の交流拡大が促進され、農山漁村地域の活性化のお役に立つことができれば幸いです。

平成 23 年 3 月

静岡県文化・観光部交流促進課長 石川 英寛

# 目 次

はじめに

第1	「静岡県農林漁家民宿」の基準	1
1	「静岡県農林漁家民宿」とは	1
2	「静岡県農林漁家民宿」基準	2
(1)	農林漁業者が開業するものであること	2
(2)	役務の提供を行うこと	3
(3)	小規模な民宿であること	4
3	旅館業法における「静岡県農林漁家民宿」の位置づけ	6
(1)	旅館業とは	6
(2)	簡易宿所営業における「静岡県農林漁家民宿」の位置づけ	6
4	国の規制緩和の概要	7
5	県独自の規制緩和の概要	9
第2	「静岡県農林漁家民宿」開業までの流れ	10
1	「静岡県農林漁家民宿」開業までのフロー図	10
2	「静岡県農林漁家民宿」確認要領	11
3	チェックシート	22
(1)	「静岡県農林漁家民宿」開業チェックシート	22
(2)	関係法令別チェックシート	24
第3	「静岡県農林漁家民宿」を開業する前に	32
1	民宿開業の目的を明確にしましょう	33
(1)	家族で話し合い、どんな民宿にするのか考えましょう	33
(2)	本業をおろそかにしない	33
2	『農林漁業体験民宿』の開業事例を調べましょう	34
(1)	参考事例に学ぶ	34
(2)	実際に『農林漁業体験民宿』に泊ってみる	34
3	どのようなスタイルの民宿にするのか考えましょう	34
(1)	食事提供スタイル	34
(2)	運営スタイル	35
(3)	受入時期	36
4	客室等の活用計画をたてましょう	36
(1)	どの部屋を活用するのか	36
(2)	改装に当たって	36

5	農山漁村滞在型余暇活動のプログラムを検討しましょう	37
6	現状を整理するとともに地域の連携を検討しましょう	37
(1)	現状の課題を整理しましょう	37
(2)	地域との連携を検討しましょう	38
7	民宿のリスクを把握しましょう	38
第4	開業に向けた各種法令等の手続き	39
1	旅館業法に関する事	39
2	食品衛生法に関する事	40
3	都市計画法に関する事	45
4	消防法に関する事	46
5	建築基準法に関する事	49
6	水質汚濁防止法に関する事	51
7	浄化槽法に関する事	52
第5	民宿運営に関連する法令等	54
1	旅行業法に関する事	54
2	道路運送法に関する事	55
3	『農林漁業体験民宿』登録制度に関する事	56
第6	参考資料	59
1	相談窓口一覧	59
2	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(抜粋)	62

## 第1 「静岡県農林漁家民宿」の基準

「静岡県農林漁家民宿」基準（平成23年3月30日付け国交第85号通知）は、旅館業法等の規制緩和措置を前提とし、農林漁業者による小規模な『農林漁業体験民宿業』の開業を促進することを目的として策定しました。

第1では、「静岡県農林漁家民宿」基準と、同基準に基づく民宿開業までの一連の流れを示すとともに、民宿開業までの各種法令にかかる事務手続きや規制緩和内容を整理しています。

### 1 「静岡県農林漁家民宿」とは《静岡県農林漁家民宿のめざす姿》

「静岡県農林漁家民宿」とは、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）」（以下「余暇法」という。）の第2条第5項で規定する『農林漁業体験民宿業』であり、かつ、農林漁業者\*が開業する小規模な民宿（旅館業法：簡易宿所営業）です。さらに、建築基準法等の関係法令の規制緩和措置を活用し、既存の住宅をできる限りそのまま利用する設備投資を極力抑えた民宿です。

また、宿泊者が、ゆったりとした時間の中で精神的余裕を持ち、農林漁業体験や農山漁村の文化、歴史、暮らし等を実感し、学ぶことができる民宿です。

※ 農林漁業者：農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

#### 【参考】『農林漁業体験民宿業』とは

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業。

#### 『農林漁業体験民宿業』と「静岡県農林漁家民宿」の関連

##### 『農林漁業体験民宿業』

- ◎「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」第2条第5項に基づく、『農林漁業体験民宿業』
  - ・農業体験等の役務の提供
  - ・旅館業法上の業種：「ホテル営業」「旅館営業」「簡易宿所営業」
  - ・開業者要件：制限なし

##### 「静岡県農林漁家民宿」

- ◎前提条件：「旅館業法施行規則の一部を改正する省令」平成15年3月25日付け健発第0325005号  
【内容：農林漁業者が『農林漁業体験民宿業』を行う場合、簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用しない】
- ◎農林漁家民宿基準
  - ・『農林漁業体験民宿業』であること
  - ・農業体験等の役務提供
  - ・旅館業法の許可取得：簡易宿所営業
  - ・開業者：農林漁業者に限定
  - ・客室延床面積：33㎡未満

## 2 「静岡県農林漁家民宿」基準

「静岡県農林漁家民宿」基準は、旅館業法の規制緩和通知を前提とし、旅館業法上の簡易宿所営業許可を取得した上で「民宿業」を開業するために定めたものとなっています。

### (1) 農林漁業者が開業するものであること

農林漁業者とは、以下に定義する者をいう。

#### ア 農業者の定義

(ア) 経営耕地面積が10a以上の農業を営む者、又は、過去1年間における農畜産物の総販売額が15万円以上あった者。

◎ 確認方法・・・次の①、②、③のいずれかによる

- ① 市町農業委員会において耕作証明等の発行を受ける。
- ② 農畜産物の販売金額については、確定申告書（写）又は販売実績や領収書等により販売金額が確認できるものを添付する。
- ③ 家畜保健衛生所において家畜飼育証明の発行を受ける。  
（畜産農家の場合）

#### イ 林業者の定義

(ア) 1ha以上の山林を所有又は借入により保有し、森林施業を行う権原を有するもの。

(イ) 上記以外で、林業に従事しているもの。

◎ 確認方法

- ① 森林所有者・・・市町の固定資産台帳等、山林所有面積が確認できるものを添付する。
- ② 山林借地者・・・借地契約書の写しを添付する。
- ③ 林業従事者・・・林業に従事していることを証明できる書類を添付する。

※『山林借地者』『林業従事者』の場合、必要に応じて森林所有者の承諾書を添付する。

（例）役務提供の内容が、借地契約条件に含まれていない場合 等

## ウ 漁業者の定義

- (ア) 水産業協同組合法に定める漁業協同組合等の正組合員又は準組合員の資格を有する者
- (イ) (ア) に準ずる者 (例：(ア) に該当する者が操業する船の船員、(ア) に該当する法人の従業員)
- (ウ) 上記のほか、漁業、養殖業等を営む者及びそれに準ずる者 (農林水産大臣許可漁業の従事者、内水面養殖業者等)。

### ◎確認方法

- ① (ア)の場合：漁業協同組合の長が発行する証明書の提出
- ② (イ)の場合：船主又は法人代表者が発行する証明書、及び船主又は法人代表者が漁業協同組合の正組合員又は準組合員の資格を有することを証明する漁業協同組合の長が発行する証明書の提出
- ③ (ウ)の場合：水産物、水産加工品等の水揚げ、出荷等の実績がわかる書類の提出

## (2) 役務の提供を行うこと

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）」の第2条で規定する役務の提供を行う。

### 〈役務の内容〉

- ア 「農作業」「森林施業又は林産物の生産若しくは採取」「漁ろう又は水産動植物の養殖」の体験の指導。
- イ 「農産物」「林産物」「水産物」の加工又は調理の体験の指導。
- ウ 地域の農林漁業又は農山漁村の生活及び文化に関する知識の付与。
- エ 「農用地その他の農業資源」「森林」「漁場」の案内。
- オ 農山漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務。
- カ 上記 (ア) ～ (オ) に掲げる役務の提供のあつせん。

### (3) 小規模な民宿であること

「静岡県農林漁家民宿基準」における客室規模及び宿泊定員は、以下のとおりとする。

#### ア 客室規模・・・客室延床面積は、33㎡未満とする。

客室延床面積の算出基準は以下のとおりとする。

【床面積算出基準】・・・壁、柱等による区画の中心線で囲まれた部分とする。

なお、床の間や押入れ等は、床面積から除くものとする。

#### イ 宿泊定員・・・概ね9人(3.3㎡に1人程度)

「静岡県農林漁家民宿」については、「ゆったりとした時間の中で、農林漁業体験や農山漁村の文化、歴史、暮らし等を実感し、学ぶことができる民宿」を目指している。

このため、定員の考え方についても、簡易宿所営業の1客室当り定員1.65㎡につき1人ではなく、ホテル営業及び旅館営業の和式1客室当りの定員3.3㎡につき1人を採用することとし、宿泊定員は概ね9人程度とする。

##### ○ 定員を決める上でのポイント

- ・浴室や便所、洗面所等の衛生施設を共用とする場合は、利用客への快適性を考慮し、定員を設定すること。
- ・家族と十分相談し、家族に過度の負担とならない定員とすること。
- ・本業(農林水産業)に支障が出ないようにすること。

##### ◎ 設備基準の目安

###### 1 定員5人以下の場合

【入浴設備】既存の施設を家族と共用

【洗面設備】既存の施設を家族と共用

【便所】既存の施設を家族と共用

###### 2 定員6人以上9人以下の場合

【入浴設備】近隣に入浴施設がある或いは  
宿泊者専用の施設を有している

【洗面設備】既存の施設を家族と共用

【便所】宿泊者専用の便所を一箇所以上  
有している



【参考】「公衆浴場における衛生等管理要領等について  
(平成 12 年 12 月 15 日厚生省生活衛生局長通知)」

○便所の数

宿泊定員	1～5 人	6～10 人
小便器	1	1
大便器	1	2

○浴室

- ・当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合は、必ずしも宿泊者の需要を満たす規模の入浴施設は必要ない

○洗面所

- ・宿泊者の需要を満たすことができるよう、適切な規模を有していること。

### 3 旅館業法における「静岡県農林漁家民宿」の位置づけ

#### (1) 旅館業とは

旅館業法における「旅館業」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業であって、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業に区分されています。

本書において規定する「静岡県農林漁家民宿」は、簡易宿所営業に位置づけられます。

#### ○ 旅館業法で定められている営業許可業種

営業許可の業種	要件	
ホテル営業	施設概要	洋式の構造及び設備を主とする施設
	客室数	10 室以上
	1 客室床面積	洋式：9 m <sup>2</sup> 以上 和式：7 m <sup>2</sup> 以上
	客室当り定員	洋式：1 客室当りの有効面積 4 m <sup>2</sup> につき 1 人 和式：1 客室当りの有効面積 3.3 m <sup>2</sup> につき 1 人
旅館営業	施設概要	和式の構造及び設備を主とする施設
	客室数	5 室以上
	1 客室床面積	洋式：9 m <sup>2</sup> 以上 和式：7 m <sup>2</sup> 以上
	1 客室当り定員	洋式：1 客室当りの有効面積 4 m <sup>2</sup> につき 1 人 和式：1 客室当りの有効面積 3.3 m <sup>2</sup> につき 1 人
簡易宿所営業	施設概要	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設
	客室数	規定なし
	客室延床面積	33 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※</sup>
	1 客室当り定員	1 客室当りの有効面積 1.65 m <sup>2</sup> につき 1 人
下宿営業	施設概要	施設を設け、1 月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる

※ 簡易宿所営業については、平成 15 年 4 月から「余暇法」に基づく『農林漁業体験民宿業』であり、かつ、農林漁業者が開設するものにあつては、客室延床面積の面積要件に係る規制が撤廃されています。

#### (2) 簡易宿所営業における、「静岡県農林漁家民宿」の位置づけ

呼称		開設者	客室延床面積	農山漁村滞在型余暇活動の提供	備考
簡易宿所営業	一般民宿	規定なし	33 m <sup>2</sup> 以上	なし	
	農林漁業体験民宿	非農林漁業者	33 m <sup>2</sup> 以上	あり	
		<b>農林漁業者</b>	<b>33 m<sup>2</sup>未満</b>	<b>あり</b>	<b>「静岡県農林漁家民宿」</b>

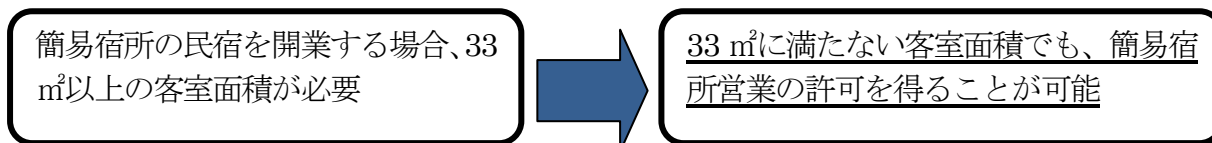
## 4 国の規制緩和の概要

『農林漁業体験民宿業』等については、次のような規制緩和措置が講じられています。

### 【全国における規制緩和】

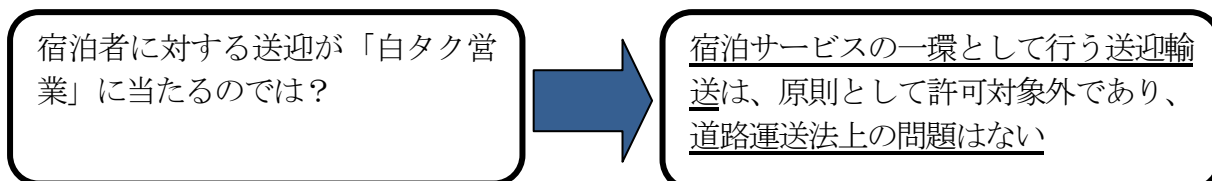
#### (1) 旅館業法【平成15年4月1日施行：旅館業法施行規則の一部改正】

- ・農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の面積要件の撤廃



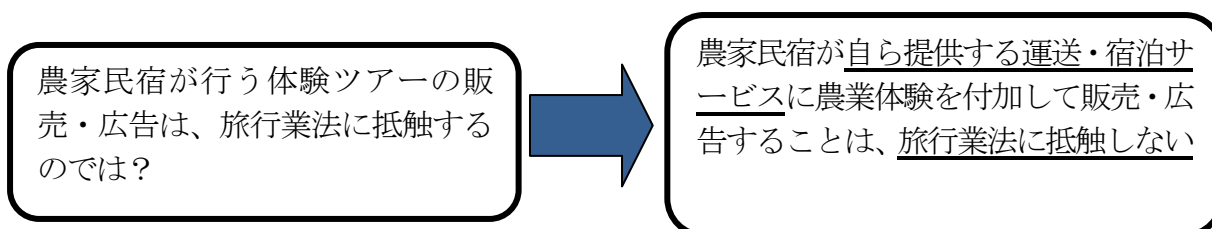
#### (2) 道路運送法【15年3月28日：自動車交通局旅客課長通知】

- ・農家民宿が行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化



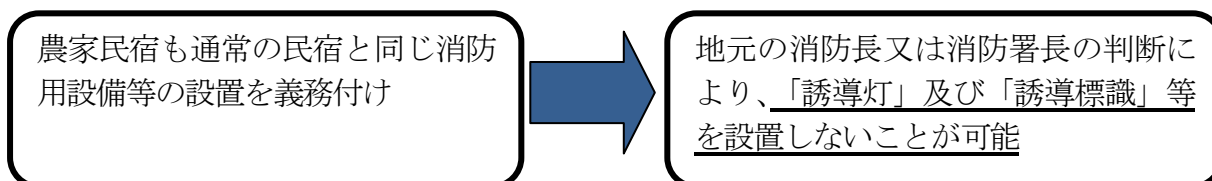
#### (3) 旅行業法【15年3月20日：国土交通省総合政策局観光部旅行振興課長通知】

- ・農家民宿が行う農業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化



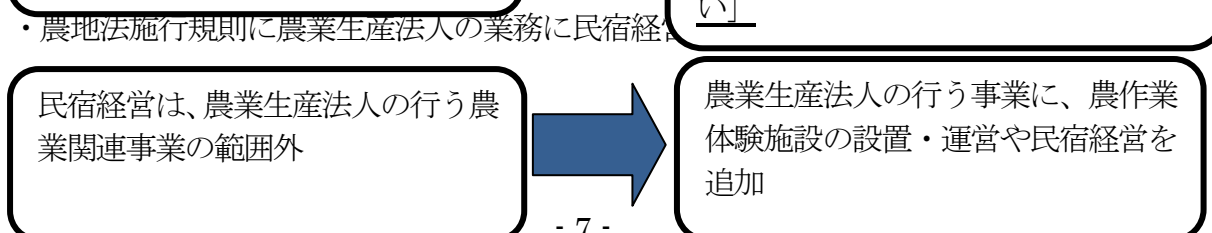
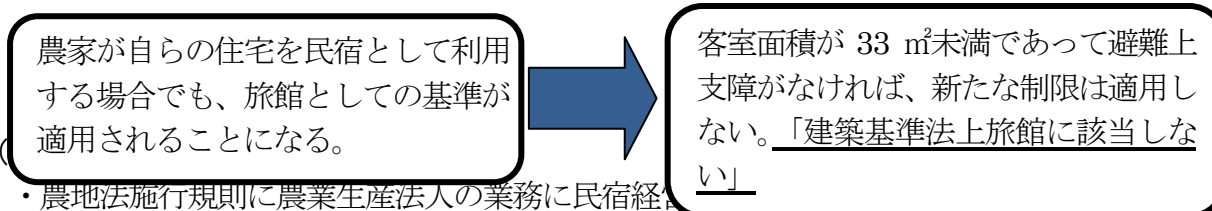
#### (4) 消防法【19年1月19日：消防庁予防課長通知】

- ・農家民宿における消防法の消防設備等の設置基準の柔軟な対応



#### (5) 建築基準法【17年1月17日：国土交通省住宅局建築指導課長通知】

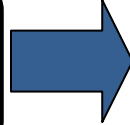
- ・農家民宿に関する建築基準法上の取扱いの明確化



(7) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律  
(17年7月26日：法律第87号)

- ・農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大

登録の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲を農林漁業者又はその組織する団体に限定



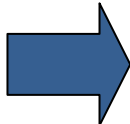
登録対象を「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営するものにも拡大

**【構造改革特区における規制緩和】**

(8) 酒税法

- ・農家民宿等による濁酒の製造事業の特区（どぶろく特区）（15年～）

製造量が6klに達しない場合、雑酒（濁酒）の製造免許を受けることができない



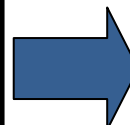
農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、最低製造数量（6kl）を適用しない

**【都道府県段階における規制緩和】**

(9) 食品衛生法(17年7月21日：厚生労働省医薬食品局監視安全課長通知)

- ・農家民宿に関する食品衛生法上の取扱いに関する条例改正等を要請

農家民宿において飲食物を提供する場合には、飲食店営業の許可が必要であるが、その際、都道府県等が条例で定める通常の飲食店営業と同じ許可基準を適用(営業専用の調理施設必要等)



既存の家屋で農家民宿を行う場合には、一回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し、条例改正の検討や弾力的運用について要請(家族兼用の調理場を認める等)

## 5 県独自の規制緩和の概要

### (1) 「静岡県農林漁家民宿」における食品営業許可の営業施設基準の一部緩和

#### ア 基準緩和の条件

下記の条件をすべて満たす場合に限り、食品営業許可の営業施設基準の一部を緩和しています。

- 1 「静岡県農林漁家民宿」基準に合致し、かつ「「静岡県農林漁家民宿業」の確認に関する事務取扱要領」に基づく確認を受けていること。
- 2 一度に提供する食事数が9食以下であること。
- 3 食事を提供する範囲は当該施設における宿泊者に限ること。

#### イ 基準緩和の内容

- 1 調理室は、家庭用台所と共用することができる。  
(営業用専用施設の設置の緩和)
- 2 衛生上支障がない場合は、調理室と住居、客室等との間の区画は、カウンター、アコーディオンカーテン等による区分とすることができる。  
(調理室の区画方法(完全区画)の緩和)
- 3 清掃しやすい構造であれば、内壁、床について材質を問わない。  
(耐水性材料又は厚板であることの緩和)
- 4 調理室の流水式洗浄設備は、1槽以上とすることができる。  
(流水式洗浄設備の2槽以上→1槽以上への緩和)
- 5 流水式手洗設備は流水式洗浄設備と兼用することができる。  
(流水式手洗設備の設置の緩和、ただし、手指消毒装置は設置すること)

※ 営業開始後に上記の条件を満たさなくなった場合は、速やかに通常の基準(緩和のない基準)を満たすように改修するか、もしくは飲食店営業を廃業しなければなりません。

※ 緩和が適用された場合の営業施設の整備や営業者が守らなければならない主な基準については、P40をご覧ください。

なお、詳細は保健所へ御確認ください。